

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例及び木津川市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリックコメント実施結果
（提出意見及び市の考え方）

1. 公表期間：令和6年10月16日（水）から令和6年11月14日（木）
2. 条例（案）に対する意見提出者数：1人（持参0人、電子メール0人、専用フォーム1人）
3. 提出意見数：1件（意見0件、提案1件、その他0件）
4. 提出された意見及び市の考え方

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	条例への反映
1	提案	第2条	<p>資料の、「別紙1」下段のページ5。条文の、【定義】に関する部分です。</p> <p>条例第2条で各号に、用語が定義されています。（1）～（6）の各号は、前号を受けています。（1）（2）号で、所在区域を『市の区域に所在する』と限定しているのので、（3）～（6）号では、所在区域は、不要なのに、「空家等」の（3）（5）号では所在区域の記載があり、「空住戸等」の（4）（6）号では、区域がありません。いずれかに統一【（4）（6）号に統一】すべきと考えます。（3）（5）への統一でもよいのですが。</p>	<p>第2条第1号、第3号及び第5号は、法の条文からの引用となり、適用範囲を明確にする必要があるため、「市の区域に所在する」との表現を用いています。</p> <p>第2条第2号で規定する空住戸等については、法に規定されていませんが、適用範囲を明確にするため、「市の区域に所在する」との表現を用いています。</p> <p>第4号に規定する「管理不全空住戸等」と、第6号に規定する「特定空住戸等」は、第2条第2号で適用範囲を明らかにした空住戸等について、状況の悪化等により市長が認定するものであり、二重定義となることから、改めて適用範囲については規定していません。</p>	—